

津城跡VR・ARアプリ制作業務
仕様書

令和8年5月

津市 スポーツ文化振興部文化振興課

津城跡VR・ARアプリ制作業務 仕様書

1 業務名

津城跡VR・ARアプリ制作業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

築城三名人の一人である藤堂高虎が整備した江戸時代の津城を高精細3次元コンピュータ・グラフィックス（以下「3DCG」という。）データで再現。新たな観光デジタルコンテンツとして、3DCGデータを活用したVRコンテンツ及びARコンテンツ（以下「VRコンテンツ等」という。）を通じて津城の魅力を向上し、市民をはじめとする来訪者に津城跡をより知ってもらうことで文化振興を図るとともに、跡地であるお城公園を新たな観光拠点として創出し、本市における交流人口の拡大につなげ、観光振興を図る。

3 対象エリア

津城跡（お城公園） ※別紙位置図参照

4 履行期間等

津城跡VR・ARアプリ制作業務

契約締結日から令和9年3月12日まで

（参考）

・津城跡VR・ARアプリ運用保守業務

令和9年4月1日から令和14年3月31日（長期継続契約）

・一般への公開日

令和9年4月1日

5 業務内容

(1) 津城及びその周辺の再現3DCGデータの制作

ア 江戸時代の津城縄張り内の建築物、風景等を3DCGデータで再現すること。なお、3DCGデータ制作にあたっては資料（絵図・写真・模型・記録等）や発注者が指定する監修者（以下「監修者」という。）等の意見に基づき、精度や質を高めること。

イ 3DCGデータ制作方法は受注者からの企画提案によるものとするが、契約締結後、発注者と受注者との協議により提案の制作方法を変更することがある。

ウ 3DCGデータの保存媒体及び運用に必要なシステムについては受注者において用意すること。

【提案事項】

エリアによって再現精度の違いがある場合は、それぞれの緻密さや質感等。

(2) (1)を活用した携帯端末向けアプリ等制作・配信

ア 以下のコンテンツを実装すること

- (ア) GPSの位置情報に合わせた360°復元体験ができるVRスポットを5箇所以上設定すること。
- (イ) VRスポットにおける多言語対応の解説文の表示及びナレーション機能を実装すること。
- (ウ) GPS機能を利用し、(ア)のVRスポットを含めたスタンプラリースポットを10箇所以上。また、全てのスタンプを集めた際の特典画像の獲得など利用者が楽しめる機能を実装すること。
- (エ) ARによるフォトフレームなどのコンテンツを設定し、写真撮影など利用者の満足度を高められる機能を実装すること。
- (オ) VRスポット等の位置を、自身の現在地も表示されるマップ上に表示するガイドマップ機能を実装すること。
- (カ) (ウ)及び(エ)に係るAR画像などの作成は受注者において行うこと。
- (キ) アプリのPR用チラシ(カラー)を作成、納品すること。
- (ク) アプリの毎月の利用状況等をデータで蓄積し把握できる仕組みを実装する。なお、利用者情報の取得は必要最小限とし、個人情報に結びつくものは除く。
- (ケ) アプリの一般への公開後2年間は、対象エリア内において工事が段階的に行われる予定であることから、VRスポットの設定等については発注者等と協議し決定すること。

イ 以下に準じた多言語対応を行うこと

- (ア) VRコンテンツ及びUIの言語は5種類以上とする。
- (イ) 解説文のナレーションは日本語を必須とする。
- (ウ) 翻訳は受注者において行うものとし、その費用は委託料に含めること。また、翻訳を行った全ての文言について日本語と外国語の翻訳前後表を作成し、発注者に提出するものとする。
- (エ) 翻訳にあたっては、文化庁『文化財の多言語化ハンドブック』を踏まえること。
- (オ) VRスポット等の位置を表示するガイドマップ内に表示される文字も対象とすること。

ウ 文化庁『文化財の観光活用に向けたVR等の制作・運用ガイドライン』を踏まえること。

エ アプリは、App Store及びGoogle Playから配信すること。

オ 履行期間内にOSのアップデートが生じた際には、アプリの動作に不具合が発生しないよう、これに対応すること。

- カ 対応する端末OSについて複数の機種による検証をアプリのバージョンアップ時に実施し、機能をチェックする体制をアプリの利用が続く限り常時用意すること。
- キ 本アプリは、常時正常に利用可能であること。但し、システム（アプリなど）の保守のための計画的な停止を除く。
- ク アプリ作成、デザイン、運用、サポート等、各工程を一括して受注者内で完結することを原則とする。
- ケ システム（アプリなど）については、制作以降の機能追加に容易に対応できるよう拡張性の高いものであること。
- コ スマートデバイスに不慣れな利用者でも、複雑な操作を行うことなく利用できるようアクセシビリティに配慮すること。

【提案事項】

- ・ アの(キ) PR用チラシは利用者のアプリのダウンロードを促すものとし、1万部以上を納品する。
- ・ アの(ク) データは、アプリ利用者数、津城跡滞在時間、利用言語など、観光振興施策に寄与することが期待されるもの。
- ・ イの(ア)及び(イ) アプリ内で表示する言語については三重県内で需要があると考えられる言語を5種類以上。
- ・ カ 対応するOS端末の検証を行う機種数等。
- ・ その他付加機能として、観光客や市民の満足度および回遊性を高め滞在時間の向上に資することが期待できる機能。

(3) システムの設定

- ア 発注者が機器を持たないものとする。
- イ 利用者の携帯端末より接続可能であること。
- ウ アプリの運用に係るシステムは、運用期間内は受注者の責任において管理すること。

【提案事項】

- ・ 本市が主体として実施することができ、業務目的に資する、コンテンツを活用する方法やイベント等。

(4) アプリの操作研修

- ア アプリ完成時に、アプリの操作等に必要なマニュアルを納品するとともに、本市及び関係者に操作研修を行うこと。
- イ 操作研修に要するシステム及び端末の設定や講師の派遣、対象職員数に応じたサポート要員の準備等、操作研修に必要な一連の要素は受注者の負担において準

備すること。

6 貸与資料と使用制限

本業務の実施に当たり、発注者は受注者に本業務の実施に必要となる画像・映像等のうち、発注者が所有するものについては貸与するものとする。受注者は、資料の受け渡し時に借用書を提出すること。また、監修者が資料を貸与する場合は同様に監修者に借用書を提出するとともに、発注者にも借用書の写しを参考送付する。

(1) 貸与資料

ア 津城跡の画像資料

イ 津城跡に係る映像資料

ウ 津城跡の説明文等のテキストデータ（ワード等）

エ 津城跡に係る調査の成果物（石垣測量成果、出土品等の資料）

オ その他、発注者が貸与できるもののうち、受注者が本業務の実施にあたり必要となる資料

(2) 本業務で活用される貸与資料は、本業務の関係者以外に情報が漏れることのないよう、取扱いと保管に留意し、本業務目的以外には使用しないこと。

(3) 資料の貸与は作業に必要な期間とし、速やかに発注者（監修者が貸与する場合は監修者）に返却すること（業務委託期間終了日までに返却を完全に終えること）。

7 実施にあたっての留意事項

(1) 本業務の実施に当たっては、発注者との必要な協議を行い、その指示に従って進めるとともに、監修者から指導、確認を受けること。

(2) 受注者は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。なお、本業務終了後も同様とする。

(3) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。

(4) 委託期間中に対象エリア内の工事による立入禁止箇所に立ち入る必要があるときは、事前に発注者と協議し、許可を得ること。

8 実施体制

受注者は本業務を確実に履行できる体制を整えること。

9 提出書類等

(1) 業務開始時

受注者は、業務開始前に次に示す書類を発注者に提出し、委託期間中は工程に応じて発注者等と必要な打ち合わせを行うこと。なお、変更する場合は業務着手前に変更した書類を提出すること。

ア 業務実施計画書（全体構成、業務実施内容、業務実施体制、スケジュール等）

イ 業務工程表

(2) 成果品

受注者は、業務完了後、業務委託期間終了日（令和9年3月12日）までに次に掲げる成果品を発注者に提出すること。

ア 復元した建築施設や景観等の高精細3DCGデータを提出すること。なお、提出の際のデータ形式、提出方法については発注者と事前に協議すること

イ 5の(2)のアの(キ)で制作されたアプリのPR用チラシ（カラー）のデータを納品すること。

ウ 5の(4)のアで制作されたマニュアルのデータを納品すること。

エ その他、提案事項により制作された画像等のデータを納品すること。

オ ア～エに定めるもののほか、成果物が発生した場合は、その納品について発注者と協議の上、決定するものとする。

10 成果品に係る著作権等

(1) 成果品に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する著作権の権利のうち受注者に帰属するものは、成果品引き渡し時に発注者に譲渡するものとする。

(2) 著作者人格権の制限

ア 受注者は、発注者に対し、次に掲げる行為をすることを許諾する。

(ア) 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること。

(イ) 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、管理、及び公表・周知等のために複製し、又は改変すること。

(ウ) 著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(エ) 成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。

(3) 受注者は、あらかじめ発注者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならない。

(4) 受注者は、発注者が著作権を行使する場合には、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(5) 第三者の著作権等の侵害の防止等

ア 受注者は、受注者が発注者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受注者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。

イ 発注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- (6) 本業務の遂行過程において、本契約に定めのない著作物が発生した場合は、その帰属および取扱いについて、発注者と協議の上、決定するものとする。

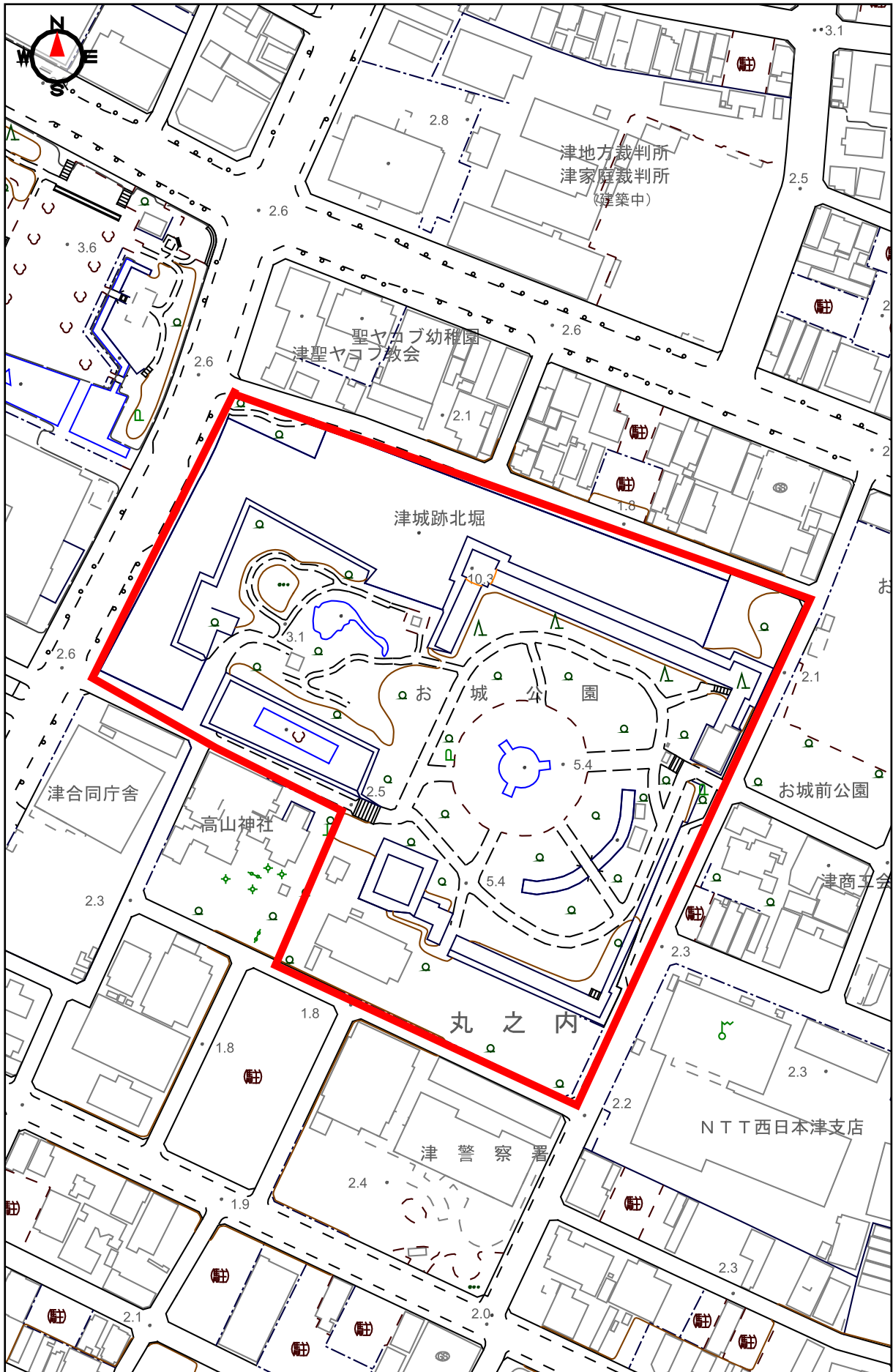
11 システム（アプリなど）に係るセキュリティ

【提案事項】

- ・ 内容について、提案すること。

12 その他

- (1) 制作に当たっては発注者が指定する者に監修を依頼するものとする。
- (2) 発注者は、受注者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者の責めに帰する理由により第三者に損害を与えた場合は、受注者がその損害の賠償をすること。
- (4) 受注者は、本業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めること。
- (5) 受注者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と協議の上、決定するものとする。



0 90m
1:2,000